

院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安全で質の高い医療提供を目的とした基盤となるものです。

当院では、感染防止対策を病院全体として取り組み、患者様・職員・その他関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための組織に関する基本方針

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として感染対策委員会を設置。

月1回会議を行い、院内感染の発生状況報告や予防策の検討などを協議しています。

感染対策チームを設置、週一回以上のラウンドを行い感染対策上の問題点を把握し改善に努めています。

3. 院内感染対策のための全職員に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に関する意識や知識の向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回以上行っています。

4. 感染症発生の報告に関する基本方針

感染症法に定められた症例の届出を行います。

院内における薬剤耐性菌等に関する「感染情報レポート」を週1回作成し感染委員メンバーに回覧、必要に応じて院内メールや院内報を活用し全職員で情報の共有をしています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が疑われる事例が発生した場合には、感染対策チームが状況確認を行い速やかに対応します。

深刻な状況が予想された場合には、協力関係にある連携施設や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 抗菌薬の適正使用に関する基本方針

当院では、抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して介入し、治療効果の向上や副作用・薬剤耐性菌の減少に努めています。

抗菌薬の適正使用に関し、連携する医療機関から必要な助言や定期的な情報提供を受けています。

7. 患者様に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

本指針は、患者様およびご家族から閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

院内掲示やホームページ上で常時閲覧できるようにしています。

8. その他、院内感染対策推進のために必要な基本方針

全職員は本指針及び「感染対策マニュアル」を遵守し、内容の定期的な見直しを行っています。

感染対策向上のため、連携医療施設が開催するカンファレンスに年4回以上参加し、情報交換や相互評価を行い質の向上に努めています。